

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援 特別給付金(ひとり親世帯以外)の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、次のとおり給付金の支給をします。

【支給対象者】

次の(1)のいずれかに該当し、かつ、(2)のいずれかに該当する者

(1) 養育要件

① 令和3年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の受給者

② 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の児童手当または、特別児童扶養手当の受給資格の認定、額の改定の認定を受けた者

③ ①、②に該当する者以外の者のうち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者

(2) 所得要件

① 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者

② ①に該当する者以外の者の

うち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

【給付額】

児童1人当たり一律5万円

【申請方法】

・養育要件①、②のいずれかに該当し、かつ、所得要件①に該当する者

申請不要(通知を送付します)。

※令和3年4月分の児童手当受給者でかつ、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育している者についてはその対象児童分も、申請不要で受け取れます。

・養育要件①〜③のいずれかに該当し、かつ、所得要件②に該当する者

申請書に必要な書類を添えて、郵送または窓口にて提出してください。

※申請書は窓口で配布するほか、HPからダウンロード

することができません。郵送することもできますので、ご連絡ください。

※必要書類については、町HPをご覧いただくか、左記までお問い合わせください。

【申請期限】

令和4年2月28日まで

※ただし、令和4年3月分の児童手当または、特別児童扶養手当の認定の請求をした者等については令和4年3月15日まで

【支給日】

支給決定通知書を送付いたしますのでそちらでご確認ください。

【提出先】

・住民生活課児童係
・熊石総合支所住民サービス課
・落部支所

※郵送される場合は、左記へ送付してください。

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-62-2112

戦没者等の遺族へ
ご遺族さまへ

第11回 特別弔慰金の申請手続きは お済みですか

わかります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(おい、めいなど)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】

令和5年3月31日(請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができません)。

※申請がお済みでない方は左記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】

・住民生活課社会係
☎0137-62-2112

・落部支所
☎0137-67-2231

・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

1 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者の子

3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替

特定社会保険労務士
ナカムラ労務管理事務所
就業規則 給与計算 労災・雇用保険
http://www.nakamura-jinshu.co.jp
八雲町本町 147-2
☎(0137)62-2804